

外出時介助等（移動支援）事業業務委託公募要領

1、公募目的

雲南市は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」別紙1「地域生活支援事業実施要綱」及び雲南市外出時介助等（移動支援）事業実施要綱（平成18年雲南市告示239号。以下「市要綱」という。）に基づき、屋外での移動時に訪問介護員等による援助が必要な障がい者等に対して、外出時の援助を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る外出時介助等（移動支援）事業を実施するために、委託事業者を募集する。

2、公募期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月21日（金）17時まで

※契約期間の中途から事業を開始する場合は、随時、ご相談ください。

3、委託事業及び条件

- (1) 雲南市内に居住地を有する障がい者等であって、市が外出時介助等（移動支援）サービス（外出時の訪問介護員等による援助）を必要とする者として認めた者に対し、外出時介助等（移動支援）サービスを提供する事業を行う。
- (2) サービスの類型は、次の各号に掲げるものとする。なお、一部の類型のみの実施を可能とする。
 - ① 個別支援型 個別的支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第28条に掲げる障害福祉サービス及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に掲げる障害児通所支援の対象となるものを除く。②において同じ。
 - ② グループ支援型 屋外でのグループワーク並びに同一目的地及び同一イベントへの参加等の複数人同時支援。
 - ③ 通学支援型 雲南市外の特別支援学校への通学時の支援。
 - ④ 通所支援型 サービス提供事業所による送迎がない場合であって、サービス提供事業所と同一法人により実施する障害者福祉施設への通所にかかる送迎時の支援。
 - ⑤ 短期入所サービス送迎型 サービス提供事業所による送迎がない場合であって、サービス提供事業所と同一法人により実施する短期入所サービスの利用にかかる送迎時の支援。
- (3) 事業所は、現に利用がある若しくは利用が見込まれるものに限る。
- (4) 事業者は、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 障害者総合支援法第79条第2項に基づく障害福祉サービス事業等開始届（居宅介護または移動支援事業）を提出していること。
 - ② 道路運送法第3条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、福

祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送であって、道路運送法施行規則（以下、「規則」という。）第51条の16第3項に掲げる要件のいずれかを備えた者（以下、「介護福祉士等」という。）が乗務していること。ただし、運転中及び通常の運送業務として行われる介助等の支援は本事業の対象とならない。

- ③ 規則第49条第1項第2号に規定する福祉有償運送を実施する法人であって、介護福祉士等が乗務していること。ただし、運転中及び通常の運送業務として行われる介助等の支援は本事業の対象とならない。

4、契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5、事業内容

- (1) 事業者は、外出時介助等（移動支援）サービスの提供にあたっては、雲南市外出時介助等（移動支援）事業利用決定（却下）通知書を確認し、支給決定された支給期間、種類及び支給量の範囲内で、利用者にサービス提供をするものとする。
- (2) 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 委託料の額は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等」厚生労働省告示、「別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費」中「ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」、「ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」に特別地域加算を加算した額に準じた額とする。
- (4) 事業者は、利用者から市要綱第12条に定める利用料の徴収をしなければならない。
- (5) 事業者は、サービス提供月の翌月6日までにサービス提供記録表、請求明細書を添えてサービス提供実績を市に報告したうえで、請求書により利用者負担を差し引いた額を請求するものとする。
- (6) 市は、サービス提供実績及び請求の内容を審査し、事業者に対し委託料を支払うものとする。
- (7) 事業者は、外出時介助等（移動支援）事業サービス重要事項説明書により利用者に対して説明をするものとする。
- (8) 事業者は、受託した事業を第三者に再委託してはならない。
- (9) 事業者は、この事業実施にあたり、知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (10) 自立支援給付による送迎に係る給付または補助事業等による送迎に係る費用の助成等を受けることができる場合はこの事業の対象とはならない。

6、実績報告

事業者は、委託業務が終了したときは最後の請求を行うまでに、委託事業の成果を記載した実績報告書を提出しなければならない。

7、応募方法

外出時介助等（移動支援）事業を実施しようとする事業者は、次の書類を市に1部提出するものとする。

- ① 外出時介助等（移動支援）事業実施申請書（様式第1号）
- ② 車輛移送サービスを提供する場合は、一般旅客自動車運送事業の許可証、自家用有償旅客運送（福祉有償運送）登録証又は許可証の写し
- ③ 障害者総合支援法で指定を受けている事業指定通知書の写し又はそれを証明する書類（居宅介護または移動支援事業）
- ④ サービス利用者（予定）一覧表
- ⑤ 市外通学支援車輛確保事業所加算を算定する場合は、当該車輛のリース契約書の写し及び自動車検査証の写し（上記②の提出も必要です。）

8、決定、通知並びに契約

雲南市において、応募事業者の適正を審査のうえ決定し、業務委託契約を締結する。

9、提出及び問い合わせ先

〒699-1392 雲南市木次町里方521番地1

雲南市健康福祉部 長寿障がい福祉課 （電話：0854-40-1042）

※ 「3、委託事業及び条件（4）②または③」で事業する場合の留意事項

「3、委託事業及び条件（4）②または③」で事業をされる場合は、道路運送法をはじめ関係法規の規定に従い事業を行ってください。そのうえで、運送業務の範疇を超えて介助等の支援が必要な場合に当該事業の対象となります。

②及び③ともに、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則として実施されるもので、運転中の運転者及び通常の運送業務として行われる介助等の支援は本事業の対象とはなりません。また、複数人による介助も極めて限定的であると想定しています。

これまでも、利用者、事業者、相談支援専門員等から問合せをいただいているところですが、一般論として、日常生活において、当該利用者が家族の運転により家族と2人で移動支援事業利用相当程度の距離の外出が可能な場合は移動支援の対象にはならないものと想定されます。

繰り返しになりますが、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則として運送業務の範疇を超えて介助等の支援が必要な場合が当該事業の対象となりますので、引き続き、適正な事業実施をお願いします。

(別紙)

○外出時介助等（移動支援）事業 単価表（案）

個別支援型

(単位：円)

身体介護の有無	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	1.5時間以上 2時間未満	2時間以上 2.5時間未満	2.5時間以上 3時間未満	3時間以上 3.5時間未満	以後30分
無	1,220	2,270	3,160	3,970	4,760	5,550	6,340	790
有	2,940	4,650	6,750	7,690	8,670	9,630	10,590	950

※通院等介助に特別地域加算を加算した額に準じた額

グループ支援型

(単位：円)

身体介護の有無	提供時間	2 : 1	3 : 1	4 : 1	5 : 1	6 : 1
無	30分未満	610	400	300	240	200
	30分以上 1時間未満	1,130	750	560	450	370
	1時間以上 1.5時間未満	1,580	1,050	790	630	520
	1.5時間以上 2時間未満	1,980	1,320	990	790	660
	以後30分	390	260	190	150	130
有	30分未満	1,470				
	30分以上 1時間未満	2,330				
	1時間以上 1.5時間未満	3,370				
	1.5時間以上 2時間未満	3,840				
	2時間以上 2.5時間未満	4,330				
	2.5時間以上 3時間未満	4,810				
	3時間以上 3.5時間未満	5,290				
	以後30分	470				

※通院等介助に特別地域加算を加算した額に準じた額をサービス対象人数で除した額

通学支援型

単価（1回）（介助従事者1人当たり）	3,160 円	市外通学支援加算： 780 円／回
--------------------	---------	-------------------

※通院等介助（身体介護を伴わない場合）（1時間以上1.5時間未満）に特別地域加算を加算した額に準じた額

介助従事者1人に対してサービス対象者が複数いる場合は、上記に基づいて得た額をサービス対象人数で除した額とする。

市外通学支援車輛確保事業所加算：市外通学支援を主たる目的に使用する福祉有償運送の車輛にかかるリース料の1/2（1台当たり月額上限 25,000 円）

※市外通学支援とは、雲南市内の自宅等から雲南市外の特別支援学校等または雲南市外の特別支援学校等から雲南市内の自宅等への送迎にかかる支援をいう。なお、市外通学支援加算及び市外通学支援車輛確保事業所加算にかかる利用者負担は0円とする。

通所支援型

単価（1回）	210 円
--------	-------

短期入所サービス送迎型

単価（1回）	1,860 円
--------	---------

雲南市長 様

申請者 所在地
名 称
氏 名

外出時介助等（移動支援）事業実施申請書

外出時介助等（移動支援）事業業務委託公募要領に基づき、雲南市外出時介助等（移動支援）事業を実施したいので下記のとおり申し出ます。

記

- 1 実施するサービスの類型（実施するものに○をしてください。）
個別支援型 グループ支援型 通学支援型
通所支援型 短期入所サービス送迎型
- 2 車輛移送サービスの有無 あり ・ なし
※ありの場合は下記の書類を添付してください。
・一般旅客自動車運送事業の許可証又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）の登録証若しくは許可証の写し
・道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 3 項に掲げる要件を満たしていることを証する書類の写し
- 3 市外通学支援車輛確保事業所加算の有無 あり ・ なし
※ありの場合は下記の書類を添付してください。
・当該車輛のリース契約書の写し
・当該車輛の自動車検査証の写し
- 4 添付書類
1) 障害者総合支援法で指定を受けている事業指定通知書の写し又はそれを証明する書類（居宅介護）
2) サービス利用者（予定）一覧表

連絡先	担当部署 担当者氏名 電話 E-mail	F A X
-----	-------------------------------	-------

サービス利用（予定）者一覧表

利用者名	類型	備考

※市外通学支援にかかる加算の対象となる（予定の）方は、備考欄に通学予定の学校名と学年を記載してください。

外出時介助等（移動支援）事業サービス重要事項説明書（例）

あなたに対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要は、次のとおりです。

事業者名称	
所在地	
法人種別	
代表者名	
電話番号	

2 事業者の職員体制について

職種	従事するサービスの種類、業務	人員
管理者	管理統括	人
サービス提供責任者	外出時介助等（移動支援）事業の統括	人
事務担当者	事務一般	人
サービス提供者	介護業務	人

3 外出時介助等（移動支援）事業サービス内容は、次のとおりです。

- ・ 外出時介助等（移動支援）サービス

4 外出時介助等（移動支援）事業サービス以外のサービス内容は、次のとおりです。

・

5 サービス提供の曜日及び時間

- ・ 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日
- ・ 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分 まで

6 サービス提供責任者は次のとおりです

氏名

連絡先 電話

F A X

7 利用者負担金は、次のとおりです。

(1) 外出時介助等（移動支援）事業利用者負担金

利用時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満
負担金額		

8 サービスの中止・取り消しについて

9 相談窓口、苦情窓口

(1) サービス等に対する苦情やご相談については、次の窓口で受け付けます。

当事業者相談・苦情窓口 相談者名（責任者）

電話

(2) 行政その他の相談、苦情受付機関

雲南市役所 長寿障がい福祉課 雲南市木次町里方 521 番地 1

電話 0854-40-1042 fax 0854-40-1049